

6 環 保 第 4 1 7 号
令 和 6 年 5 月 2 0 日

福島県環境審議会議長 様

福 島 県 知 事



産業廃棄物税の在り方について（諮問）

このことについて、福島県産業廃棄物税条例（平成17年福島県条例第4号）附則第14項の規定に基づき検討するに当たり、貴審議会の意見を求めます。

記

諮問理由

本県では、循環型社会の形成に向け、従来の規制的手法に加え、経済的動機付けによって産業廃棄物の発生抑制や減量化、リサイクルの一層の推進を図るため、平成18年度から福島県産業廃棄物税条例を制定し産業廃棄物税を導入している。

同条例において、令和7年度末を目途として、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされていることから、令和8年度以降の産業廃棄物税の在り方について意見を求めるもの。